

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成24年12月28日 北海道条例第108号)

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 助産施設（第22条—第25条）
- 第3章 乳児院（第26条—第35条）
- 第4章 母子生活支援施設（第36条—第44条）
- 第5章 保育所（第45条—第52条）
- 第6章 児童厚生施設（第53条—第56条）
- 第7章 児童養護施設（第57条—第66条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第67条—第75条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第76条—第80条）
- 第10章 児童発達支援センター（第81条—第86条）
- 第11章 削除
- 第12章 児童心理治療施設（第91条—第98条）
- 第13章 児童自立支援施設（第99条—第109条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第110条—第112条）
- 第15章 里親支援センター（第113条—第118条）
- 第16章 雑則（第119条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（設備及び運営の向上等）

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

- 3 知事は、北海道こども施策審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(児童福祉施設の一般原則)

第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 児童福祉施設（障害児入所施設等（障害児入所施設及び児童発達支援センターをいう。次条、第12条の2及び第13条第3項において同じ。）を除く。第3項、第12条及び第13条第2項において同じ。）においては、消火設備、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

- 3 児童福祉施設は、前2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

第6条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 4 障害児入所施設等は、第1項及び第2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設におけ

る安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらの座席より一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第8条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第10条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第11条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第12条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の2 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し及び非常時の体制による早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第14条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第9条第1項の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象

として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
(入所した者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定めるところにより、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができる。

- 2 前項の健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る基準府令第12条の2のこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第18条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳

簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る道又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、道又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を道又は市町村に報告しなければならない。

5 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 児童福祉施設は、利用者に対する処遇に関し事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、児童福祉施設は、速やかに道に報告しなければならない。

3 児童福祉施設は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第22条 助産施設は、第1種助産施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所である助産施設をいう。以下この章において同じ。

）及び第2種助産施設（同法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。以下この章において同じ。）とする。

(入所させる妊産婦)

第23条 助産施設には、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第24条 第2種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(異常分べん時の手続)

第25条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第26条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。次項において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 寝室及び観察室の面積は、規則で定める基準によること。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の乳児院の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院に限る。次項において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の養育のための専用の部屋及び相談室を設けること。

(2) 乳幼児の養育のための専用の部屋の面積は、規則で定める基準によること。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の乳児院の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第28条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。第7項及び第8項において同じ。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かななければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上（これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上）とする。

6 看護師は、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かななければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる乳児院には、保育士を1人以上置かなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の乳児院の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院に限る。第3項において同じ。）には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の乳児院の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（乳児院の長の資格等）

第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第22条の2第1項のことも家庭庁長官の指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件を満たすもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第22条の2第2項のことも家庭庁長官の指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の乳児院の長の資格等の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（養育）

第31条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第15条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第32条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第33条 乳児院の長は、第31条第1項に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼

児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第34条 乳児院は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第35条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第36条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 母子室、集会、学習等を行う部屋及び相談室を設けること。
 - (2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
 - (3) 母子室の面積は、規則で定める基準によること。
 - (4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
 - (5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の母子生活支援施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第37条 母子生活支援施設には、母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならない。
- 5 母子支援員の数は、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数は、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第27条の2第1項のこども家庭庁長官の指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件を満たすもの

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第27条の2第2項のこども家庭庁長官の指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の母子生活支援施設の長の資格等の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(母子支援員の資格)

第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準府令第28条第1号の規定による指定を受けた児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他規則で定める者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第40条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第41条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、母子それぞれの意見又は意向、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第42条 母子生活支援施設は、法第38条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第43条 第36条第1項第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第47条第2項及び第3項を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第44条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、女性相談支援センターその他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第5章 保育所

（設備の基準）

第45条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児（以下この条において「乳児等」という。）を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児等1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児等1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、乳児等1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (5) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (6) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (7) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、規則で定める要件を満たすものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の保育所の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（食事の外部搬入に関する設備の基準）

第46条 保育所（規則で定める要件を満たすものに限る。）は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

（職員）

第47条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上

の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の保育所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(保育時間)

第48条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第49条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準府令第35条の内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

(保護者との連絡)

第50条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第51条 保育所は、法第39条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、法第39条に規定する業務の質について定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第53条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園その他の屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館その他の屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かななければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準府令第38条第2項第1号の規定による指定を受けた児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他規則で定める者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第55条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第56条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第57条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は、これを4人（乳幼児のみの居室にあつては、6人）以下とし、その面積は、規則で定める基準によること。
- (3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備（以下「職業指導に必要な設備」という。）を設けること。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の児童養護施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第58条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあつては、更に1人以上を加えるものとする。

6 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の児童養護施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童養護施設の長の資格等)

第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第42条の2第1項のこども家庭庁長官の指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件を満たすもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第42条の2第2項のこども家庭庁長官の指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の児童養護施設の長の資格等の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童指導員の資格)

第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準府令第43条第1項第1号の規定による指定を受けた児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

(養護)

第61条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第62条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習その他の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図ら

れるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第63条 児童養護施設の長は、第61条に規定する目的を達成するため、入所している個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第64条 児童養護施設は、法第41条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第65条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第66条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第67条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - イ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示その他の身体の機能の不自由を助ける設備
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - ア 支援室及び屋外遊戯場
 - イ 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備
- (6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- (7) 児童の居室の1室の定員は、これを4人（乳幼児のみの居室にあつては、6人）以下とし、その面積は、規則で定める基準によること。
- (8) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(9) 便所は、男子用と女子用とを別にする事。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の福祉型障害児入所施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第68条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。

7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数、児童おおむね20人につき1人以上とする。

9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。

10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。

14 心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において

心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第69条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、できる限り社会に適応するようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第62条第2項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第70条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第62条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第71条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第72条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）については、第65条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第73条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡を取り、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第74条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第75条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第76条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室

を設けること。

(2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しない。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするとともに、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第77条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第78条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第74条の規定を準用する。

(入所した児童に対する健康診断)

第79条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第15条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(児童と起居を共にする職員等)

第80条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第65条、第69条、第70条及び第73条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第71条の規定を準用する。

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第81条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、規則で定める基準によること。

(2) 遊戯室の面積は、規則で定める基準によること。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の児童発達支援センターの設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第82条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、規則で定める場合にあっては看護職員を置かないことができる。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

5 第9条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成)

第83条 児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の作成については、第69条第1項及び第71条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第84条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡を取り、児童の生活指導について、その協力を求めなければならない。

第85条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第86条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章 削除

第87条 第90条まで削除

第12章 児童心理治療施設

(設備の基準)

第91条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、規則で定める基準によること。
- (3) 男子と女子の居室は、これを別にする事。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の児童心理治療施設の設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(職員)

第92条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科、研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者その他規則で定める者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の児童心理治療施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童心理治療施設の長の資格等)

第93条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準府令第74条第1項のこども家庭庁長官の指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるた

めの研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件を満たすもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第74条第2項のこども家庭庁長官の指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の児童心理治療施設の長の資格等の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第94条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第95条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第96条 児童心理治療施設は、法第43条の2に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第97条 児童心理治療施設については、第65条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第98条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第99条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第57条（第1項第2号（乳幼児のみの居室に係る

部分に限る。)を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第100条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)又は大学院において、心理学を専修する学科、研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者その他規則で定める者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

7 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他の児童自立支援施設の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第101条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(第3号において「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上(人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上)従事した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める要件を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準府令第81条第2項のこども家庭庁長官の指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の児童自立支援施設の長の資

格等の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 基準府令第82条第1項第3号の規定による指定を受けた児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、規則で定める者

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の児童自立支援専門員の資格の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(児童生活支援員の資格)

第103条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による基準の特例その他の児童生活支援員の資格の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(生活指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第104条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第62条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第105条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第106条 児童自立支援施設は、法第44条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第107条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第108条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第109条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第110条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第111条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かななければならない。

2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第112条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第113条 里親支援センターには、事務室、相談室その他の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問することができる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第114条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かななければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第115条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者その他規則で定める者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第117条 里親支援センターは、法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第118条 里親支援センターの長は、道、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

第16章 雑則

第119条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案

し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。